

第 1 回住民部会における要確認事項

■大山崎町福祉タクシー事業

大山崎町福祉タクシー事業実施要項により実施。(昭和 57 年 9 月 27 日告示)

対象者：

- ・ 視覚障害者 1、2 級の者
- ・ 下肢障害者又は移動機能障害者 1 級、2 級若しくは 3 級の者
- ・ 体幹機能障害者 1 級 2 級又は 3 級の者
- ・ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫及び肝臓の各機能障害 1 級の者
- ・ 療育手帳 A の者
- ・ その他町長が特に利用を必要と認める障害者

利用券：

1 人につき 1 年分として 100 円券 120 枚を交付。年度途中で申請した場合は、月割りにて枚数減（平成 23 年度から）。

対象者数と申請者数：

	対象者	申請者
平成 23 年度	299	266
平成 24 年度	307	280
平成 25 年度	275	

■交通弱者の数

(参考)「避難支援プラン」の登録

下記事項に該当し、支援なしで避難所に移動できない方を対象

- ・ 70 歳以上一人暮らし
- ・ 70 歳以上高齢者世帯（70 歳以上及び 18 歳未満の方のみで構成される世帯）
- ・ 身体障害者（1～3 級）
- ・ 精神障害者（1～3 級）

- ・ 療育手帳（A又はB）の者
- ・ 要介護認定（1～5）の者
- ・ 妊産婦及び昼間一人暮らしの70歳以上の高齢者等

登録者数：

269名（平成25年2月現在）

推定対象者数：

2,916名

■長寿苑バス（うぐいす号について）

運行時刻、経路及びバス停：

別紙のとおり